

個人事業税第2期分の納税について

税務収納課 ☎66・11115

個人事業税第2期分の納期限は、11月30日(金)です。11月中旬には、愛知県から納付書が届きますので、納期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。

また、ペイジーに対応しているインターネットバンキングなどを利用して納付することもできます。(ただし、ペイジーで納付した場合には領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。)

なお、納税には便利で安全な口座振替(自動払込み)の制度があります。手続きを希望される方は、取引をされている金融機関などの窓口で手続きをしてください。(お申し出の時期によっては、翌年度からの取り扱いとなる場合があります。)

問合せ先 東三河県税事務所
☎0532・54・5111

11月11日～17日は税を考える週間です

税務収納課 ☎66・11114

「マイホーム造りと税金」をテーマにした教室を開催します。住宅の新・増築を計画の方は、ぜひご参加ください。

とき 11月14日(水)

午後1時30分～4時

ところ 市民体育センター大会議室

内容 住宅を新・増築した

ときにかかる税金および税の軽減などについて

講師 税務署・県税事務所・

市役所職員

申し込み 直接会場へお越しください。

平成19年分年末調整・法定調書説明会

税務収納課 ☎66・11116

とき 11月22日(木)

午後1時30分～

ところ 市民会館中ホール

対象 個人青色申告を除く

源泉徴収義務者

※事前に郵送される年末調整

関係書類をご持参ください。

豊橋税務署の代表電話が自動音声案内に変わります

税務収納課 ☎66・11116

11月1日から代表電話が自動音声案内に変わります。自動音声案内に従って、希望の番号を押してください。なお、国税に関する一般的なご相談は電話相談センター(☎0570・002007)をご利用ください。

問合せ先 豊橋税務署
☎0532・52・6201

井戸水をお使いの方へ

下水道課 ☎66・11440

現在、下水道を利用して世帯のうち、井戸水を使用している家庭の下水道使用量は、申告に基づいて次のように認定しています。

下水道使用量の計算方法

○トイレ、台所、洗濯の使用

水：人につき各1㎡/月

○風呂の使用水：世帯2人まで4㎡/月(以降1人増す)

(ことに1㎡/月を加算)

※上水道と井戸水を併用している場合は、認定水量の1/2です。

家族の人数、井戸水の使う場所が変更になった場合、転居や転入などにより、井戸水の使用を中止または開始している場合は、印鑑を持参のうえ、下水道課までお届けください。また、上水道、井戸水を問わず、家を取り壊して下水道を使用しない場合も届け出が必要です。

まもろう文化財

11月1日～7日は文化財保護強調週間です

文化財は、古文書・仏像・陶磁器といった形あるものから、城跡・古墳・貝塚などの史跡、あるいは「伝統的な行事」「貴重な動物の生息範囲」など、さまざまな種類があります。長い年月を経て現在まで残っているもので、一度失われると、二度と取り戻せない貴重なものばかりです。

私たち一人ひとりの力で、この大切な文化財を保護し、後世へ伝えていきましょう。

蒲郡市内には、国・県・市あわせて117件の指定文化財が存在します。

- 国指定…6件
- 県指定…7件
- 市指定…104件

博物館 ☎68・1881



▲安達藤九郎盛長五輪塔 (長泉寺)



▲木造獅子頭 (神明神社)